

宮城県仙台第三高等学校部活動後援会会則

第1条 (名称)

本会は、宮城県仙台第三高等学校部活動後援会と称し、事務局を同校におく。

第2条 (目的等)

本会は、宮城県仙台第三高等学校創立三十周年記念事業の一環として発起し、本校運動部・文化部の活動を後援・発展充実させることを目的とする。

第3条 (会員)

本会は、宮城県仙台第三高等学校 PTA 会員、及び本会の趣旨に賛同する教育振興会会員、並びにその他の者を会員とする。

第4条 (事業)

本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

1. 部活動のための施設、設備及び用具充実の補助。
2. 部活動指導奨励費の補助。
3. その他部活動振興のための補助。

第5条 (役員)

1. 本会には次の役員をおく。

顧問 2 名、会長 1 名、副会長 2 名、理事若干名、会計 1 名、監事若干名、事務局長 1 名、事務局次長 1 名

2. 役員の選出は次の方法による。

(1) 会長は PTA 会長、副会長は PTA 副会長より 2 名、事務局長並びに事務局次長は教頭とする。

(2) 理事は次の役職にある者を充てることを原則とし会長がこれを委嘱する。

PTA 各学年委員長 3 名、教育振興会若干名、事務室長、総務部長、生徒指導部長、運動部長、文化部長

(3) 監事は PTA 監事を充てるものとする。

(4) 顧問は教育振興会会長、学校長を充てるものとする。

(5) 会計は会長が委嘱する。

3. 役員の任期は 1 年とし、留任をさまたげない。

第6条 (役員会)

1. 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2. 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 本会の運営に関する基本方針

(2) 本会の事業計画及び予算・決算

(3) その他本会運営に必要な事項

3. 役員会は、過半数の出席をもって成立する。

第7条 (運営委員会)

1. 本会に運営委員会を置き、次の者をもって構成する。

委員長 教頭、副委員長 教頭、

委員 事務室長、総務部長、生徒指導部長、運動部長、文化部長、生徒会担当顧問、

会計担当職員、同窓会事務局長 (本校職員)

2. 運営委員会は本会の事業、予算、決算の計画立案及び執行の事務に当たる。執行に当たっては、会長並びに学校長の承認を得なければならない。

第8条（会費）

1. 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。
2. 本校 PTA 会員の会費は各学年 2 0 0 0 円とする。
3. 本会の趣旨に賛同する者の会費は一口、1 0 0 0 円（何口でも可）とし、毎年 1 0 月までに納入するものとする。

第9条（会計）

1. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終了するものとする。
2. 会計は年 1 回監査を受け、会計報告を会員にしなければならない。

第10条（会則の変更）

この会則は、部活動後援会役員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ変更できない。

附 則

- 1 会務執行上の細則は別に内規として定める。
- 2 この会則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 平成 11 年 3 月 1 9 日改正。平成 11 年 9 月 2 7 日改正。平成 13 年 3 月 16 日改正。
- 4 第 8 条の 2 について移行処置として納入金額を次の通りとする。
平成 11 年度入学生は、平成 13 年度 3000 円。
平成 12 年度入学生は、平成 13 年度 1000 円。平成 14 年度 2500 円。
平成 13 年度入学生は、平成 13 年度 4000 円。平成 14 年度 1000 円。平成 15 年度 2500 円。
- 5 平成 22 年 3 月 12 日役員会で「クラブ」を「部」に名称変更。
- 6 平成 24 年 4 月 12 日改正
- 7 平成 25 年 4 月 16 日改正（第 8 条の 2）